

子ども観の歴史的変遷

林 浩 康

I. はじめに

西洋社会における子どもの見方、すなわち子ども観の歴史的考察を行ったフィリップス・アリエスは「ほぼ17世紀までの中世芸術では、子どもは認められていず、子どもを描くことが試みられたこともなかった。だが中世芸術における子どもの不在は器用さが欠けたため、あるいは力量不足のゆえであるとは考えられていない。それよりはむしろ、この世界のなかに子ども期にとっての場所が与えられていなかったと考えられるべきであろう。」⁽¹⁾と述べ、中世の絵画にみる子どもの誕生過程を綿密に観察している。17世紀以前における絵画で子どもを題材にしたものは存在するが、そこに描かれている子どもは、背丈のみが大人と区別される特徴であり、それ以外は子どもの特徴を有していないとアリエスは分析している。そこには子どもの固有性という積極的捉え方はみられず、子どもを知識や経験のない「小さな大人」として捉える子ども観がうかがえる。つまり社会では子ども固有の時期が認められていたのではなく、早期に大人集団の中で大人がもつ価値観に基づいた行動や言動が要求されていたと言える。

その後子どもの捉え方は社会の変容とともに変化し、これまで多様な捉え方がなされてきた。たとえば、子どもを単なる安い労働力、あるいは子どもが家族の生活の犠牲となることを余儀なしとする子ども観、子どもを大人の従属物とみなす子ども観も存在し、こうした子ども観が根強く存在する一方で、経済社会的側面では子どもをより積極的に捉え、子どもは未来の労働力、かつ社会の後継者であり、国の存立発展のためには次代の国民としての子どもの育成が重要な課題であるという子ども観が、19世紀後半から20世紀前半にかけて、先進諸国の間で広まった。また思想面では、18世紀から19世紀にかけ、ルソー、ペスタロッチ、フ

レーベル、オーエンなどが、子どもを固有の存在として捉え、それに対する社会的対応の必要性をそれぞれの立場から主張した。彼らは後の子ども観、あるいは子ども思想に大きな影響を与え今日に至っている。

また子どもそのものの価値をその成長発達に求め、それを親・社会が責任をもって保障するといった子ども観、「子どもの権利に関する条約」にみられるような子どもを権利主体とみなす子ども観や、子どもの能動的権利が提唱され、子ども観についてさまざまな見方がこれまで提示されてきた。

本稿ではこうした子ども観の歴史的変遷過程を踏まえつつ、子どもの価値について論じることをその主たる目的としている。

Ⅱ. 「児童」「子供」および「子ども」の捉え方と「子どもの発見」の意義

「児童」ということばの字源は漢和辞典(『新字源』角川書店)および広辞苑によると、「児」の旧字「兒」は頭蓋骨が固まっていない者、「童」は奴隸、しもべ、召使いといった者を表す。すなわち児童とは、頭蓋骨が固まっていない奴隸、しもべといった意味あいを古代には含んでいたと思われる。また「子供」の「供」はつき従って行く人、従者、従者としてつき従うことを表す。時代とともに本来ことばがもっている意味が変容していることは否定できないが、現代においても「児童」や「子供」のもつこのような侮蔑的ニュアンスが完全に払拭しきれたとは言えない。したがって本稿ではあえて「児童」や「子供」ということばを用いず、「子ども」ということばを用いた。但し、児童福祉法や児童相談所といったように、法律あるいは行政用語として使われている「児童」に関してはそのまま「児童」を使うことにする。

網野はこうした「児童」の本来の意味を踏まえ「児」は個人的自立前の段階、「童」は社会的自立前の段階と捉え、個人的自立を身体的成熟(発育や体力のピークに達するまたはそれに近づく、性的成熟)および心理的成熟(思慮、分別、判断、適応がほぼ自力で可能)、社会的自立を社会的認知(儀礼)および社会的制約(責任、義務、扶養)としてい⁽²⁾る。つまり「児」は生物学的存在としての子どもを、「童」は社会的存

在としての子どもを表していると言えよう。また佐々木は大人と子どもが年齢によって区分される成年制度の創設を、子どもの社会制度上での認識として位置付け、生物学的意味と区別している⁽³⁾。つまり制度が子どもという対象を規定し、その対象規定が子どもという認識を一般化させたということである。生物学的存在および社会的存在としての子どもの捉え方は常に一定のものではない。例えば生物学的存在としての子どもの身体的成熟度は時代の変化とともに変容していることが既に報告されているし、社会的存在としての子どもの大人への移行「儀式」やその年齢も国や地域の文化的要因により異なっていることは周知の事実である。またわが国の子どもに関する法律においても子どもの年齢規定は異なっている。このように「子ども」概念は普遍的なものではなく、それが規定される国、地域、あるいは時代によって常にその捉え方は変化してきたと言えよう。それにともない子ども観も変化してきており、社会史や教育史の分野で言われる「子どもの発見」の意味をここに見い出すことができる。一般に教育学説史では、ルソーにより今日でいう意味での子どもが見い出され、「子どもの発見」がなされたと言われている。ルソー以前のロマン主義者は子どものメタファーとして「失われた楽園」、「黄金時代」といったことばを使用し、墮落した大人自身の生き方に対する痛烈な批判が込められていた。ルソーにより子どもは「子どもらしさ」として積極的に捉えられ、大人になる前の段階が可視的になってきたと言えよう⁽⁴⁾。

渡辺はアメリカの社会学者モデル (J.Modell) がいう近代化とともに我々の人生が制度化していったという論を援用しつつ、「近代学校制度の成立は、子ども期の存在をいっそう確かなものとした。学校という教育機関において、人々はその人生の初期を過ごすことが制度化され、それが子ども期のきわだった特徴となったのである。」と述べ、就学期の終了、経済的自立、結婚といったライフイベントが子ども期と大人とを区別する指標となっているという⁽⁵⁾。こうした状況はそれ以前に比べ、大人への移行に際しライフイベントを通してより葛藤を伴い、非連続的移行が一般化したと捉えることができよう。一方アリエスは、徒弟修業にかわり学校が出現したことにより、子どもが家庭にいる期間が飛躍的に引き延ばされ、子どもに対する関心のまなざしが向けられることにより、

子どもの保護という考え方ができたことを指摘している⁽⁶⁾。

またオランダの精神科医ヴァン・デン・ベルクは今日で言う意味での子どもの発見がルソーによりなされたことを認めながらも、それはルソーが発明したということではなく、幼児から大人になることに葛藤なく移行していたものが、ルソーの時代に葛藤をもつようになり、大人になる前の段階が可視的になったのだという。この「葛藤」について渡辺は子どもから大人への移行の「非連続性」ということばで表している⁽⁷⁾。つまり例えば『アリエスの描く17世紀以前は、子ども期がなく、「小さな大人」から「大人」への移行であったから、これは連続的な移行⁽⁸⁾』と言えるのである。

ヴァン・デン・ベルクは「小さな大人」であった子どもが、「子ども」と意識化された原因について、世界が多極化して成熟が困難となったこと、成熟にとって不可欠な死と性と仕事の場面から子どもが遠ざけられるようになり、大人の生活が子どもにとって不可視なものとなったことをあげている。そしてこうしたことは、「子どもと大人の距離を拡大することになり、その結果、両者の自然な緊密さと平等さが喪失し、代わって両者の間に、接近と隔離の間を揺れ動くという両義的な緊張をもった関係が登場することとなった。このような大人と子どもの距離の拡大が、ヴァン・デン・ベルクによるとますます子どもを保護、隔離する方向に向かわせることになり、このことがまた子どもが成熟することを困難にしてきた⁽⁹⁾」と述べている。

発見とは広辞苑によれば「まだ知られていなかったものをはじめてみつけだすこと」とあり、この意味からすれば子どもの存在は従来から認識されていたのであるから、厳密な意味における発見とは言えないだろう。しかしながら「子どもの発見」は歴史的にみて意味がある。それは大人と区別される子どもの固有性、独自性の発見であり、「小さな大人」ではない子ども期の意味の明確化と言える。これは横須賀が「つまり、大人に対する子どもの、親に対する子の関係についての価値的な把握の表現である。したがって、“大陸発見”や“すい星発見”のように、一度発見されればおわりになるのではなく、常に発見され続け、人間社会の存在する限り永遠に絶えることない思想行為である。」と述べ、子どもの捉え方は文化的、社会的状況において変化していくものであると⁽¹⁰⁾

している。したがって、子どもとは何かが社会において常に問い直されなければならない。そうでなければ我々は当該国の社会状況から逸脱した子ども観をもち、そうしたことが子どもに対する偏見を生み出す。

子ども観について福田は「子どもをどう理解するか、子どもの存在をどうとらえるかという子どもに対する基本的な考え方や姿勢をいう。これは時代、文化、社会によっても内容を異にする。」⁽¹¹⁾と述べている。そうした意味からも常に我々は子ども観を問い直す必要があると言えよう。

サンテグジュペルは『星の王子様』の中で「・・・人はかつてこどもだった。でもそのことを覚えている大人はほとんどいない」と述べ、またルソーは「人は子どもというものを知らない。子どもについてまちがった観念をもっている。」⁽¹²⁾と指摘し、大人とは違った存在としての「子どもの発見」に努めた。我々は全ての者が子ども期を体験しており、子どものことを全て理解していると思うことはないだろうか。子ども期を体験していることと子どもを理解することは別のことである。子どもをみる視点において重要なことは、子どもを理解しようとする姿勢であり、子どもとは何かを常に問い直し、「子どもの発見」に努めることであり、それが先に述べた子ども観の捉え直しと言えるだろう。

Ⅲ. 育児観の変化からみた子ども観の変化

～「子どもの発見」のもう一つの側面～

子どもの出産率が高く、成育過程において多くの子どもが死亡していく社会では、『子どもはできるだけ早く成長することが要求され、児童期は「必要悪」ですらあったといわれる。このような社会では、子どもには大人とは別の独自の世界があるということは発見されず、子どもは「大人のひな型」でしかない。ヨーロッパ社会で子どもが「価値ある」存在としてとらえられるようになるためには、夫婦単位の近代的家族が成立してきたことや、避妊技術の進歩によって生まれる子どもの数をコントロールすることができるようになったこと、近代医学の発達によって子どもの死亡率が低くなったことなどの諸条件が前提となっている。このような歴史的条件のもとではじめて、少ない子どもを大切に育てようという社会的風潮が生まれ、子どものしぐさや成長ぶりが周囲の大人

たちの関心の的となり、それにともなって子どもがそれぞれ個性的な存在であることが、あらためて大人たちによって自覚的に捉えられるようになってきたのである。⁽¹³⁾』と述べられているように、近代家族の形成はそれまでの子どもの見方を変え、そうした中で育児というものが社会的に形成されてきた。

近代における「子どもの発見」は同時に現代社会における育児と母親の発見でもある。特に18世紀末のフランスにおける凄惨な子育ての実態に対し、ルソーは憤りを感じたとされている。⁽¹⁴⁾『エミール』の中で繰り返し批判されているのは、都市に住むようになった貴族たちの家庭であり、それはもはや生産共同体としての機能を失い、もっぱら消費文化の中心となっていた。⁽¹⁵⁾

いわゆるサロン文化にとって母性は拘束以外の何物でもなかった。それは上流階級に限定されたことではなく、中、下層階級においても状況は異なるが、同様なことが言える。上流階級における主たる養育者は乳母であり、その背景には女性の母性的機能に対する無関心、あるいは嫌悪というものがあつたとされている。下層階級においては捨て子や口減らしを目的とした里親や養子が広く行われていた。⁽¹⁶⁾こうした状況に対しルソーは危機感を感じ、母親の養育への回帰を主張したのである。したがって厳密に言うと、ルソーは母親の本質を発見したと言うより、現代でいうところの母親の社会的役割を見出したのである。このように当時の西欧では、現在言われている母性といった考え方にはかなり拒否的反応があり、我々が今日言うところのいわゆる母性概念の歴史はそれほど長いものではなく、ましてや母性を本能の如く捉えることにはかなり無理があると言える。

このようにルソーにより近代社会における母親の新たなる役割の必要性が主張される中で、ルソーの「子どもの発見」が現代産業社会における家族の中での性役割分業を顕著にしたという見方も存在し、現在では性役割分業の一翼を支えるこうした考え方は、女性論者からは批判的となっている。⁽¹⁷⁾すなわち特別な保護を要する子どもの受け皿を、家族に求めた18世紀以降、生産的機能が外部に移り養育を家族の本質とする動きの中で女性にその役割を課し、家族は外部に対し閉じた形となり、それが余計に母親への育児負担を増大させていった。今日のジェンダー

の端緒をここに見い出すことができる。

ショーターはアリエスの論を参考に伝統的家族と近代家族の最も大きな違いを子どもへの関心の度合いとしている。また宮澤はモースの論を参考にしつつ、ヨーロッパの現代に至るまでの「子育ての進化」を捉えるとすれば、その「進化」の方向は、無関心から関心へ、さらに親中心の投射的（親の内面を無意識のうちに子どもに投射する）、反転的（親自身が子ども時代に大切であったある大人の代用を自分の子どもに期待する）関心から、子どもの欲求と行為を理解し、それに共感できる感情共有的な関心へと変化したことを指摘している⁽¹⁸⁾。都市においてルソーが指摘したように農村においても18世紀から19世紀初めのころまでは、どこの村々でも庶民階級の人々の間では、親は幼児に対して関心をもたないのが普通であった⁽¹⁹⁾。

アリエスは中世フランスの特徴として『夫婦のあいだ、親子のあいだでの感情は、家族の生活にとっても、その均衡のためにも、必要なものとされていたのではなかった。感情の交流や社会的コミュニケーションは家族の外にあって、隣人、友人、親方や奉公人、子どもと老人、女性や男性から構成されているきわめて濃密かつ熱い「環境」によって保証されていたのであり、そこで愛情関係をもつことにはたいした拘束もなかったのである。⁽²⁰⁾』そして「家族意識は家が部外者にたいしてあまりに開かれているときには発達していない。⁽²¹⁾」と述べ、これについて谷村は「近代家族は、反対に、世間から切り離されており、孤立した親子からなる集団として社会に対立している。この集団の全エネルギーは、何らの集約的野心もなく、子どもたち、ことに子どもたちそれぞれの向上に費やされるのであり、家族というよりはむしろ子どもたちが中心なのである。」と述べている⁽²²⁾。社会に対し閉ざされた家族においては子育ては家族員による独占状態を生む傾向にあり、そうした中で親による子どもに対する私物観思想を現代社会において強めてきた側面は多分に理解できよう。共同体による規制から自立した小家族への移行により、各小家族による子どものいわば囲いこみが起こるようになる。囲いこみが行われた後における親の子どものかかわりは如実に社会における子どもの一般的価値観が反映されている。

IV. 子どもの権利保障の観点からみた子ども観の変遷

人権という考え方は多くの場合、強者から弱者を保護することが最大の眼目であった。⁽²³⁾山縣はこうしたことを踏まえ、人権思想は「マイノリティ」の立場の確保を目的として、人道主義的なものが「マジョリティ」から獲得したもの、あるいは譲歩させたものとして捉え、ここに「社会的弱者」の保護救済を旨としてきた社会福祉と人権との結びつきを指摘している。⁽²⁴⁾この人権思想の発展過程における「マジョリティ」と「マイノリティ」の相克の過程は周知の事実である。しかしながら、子どもの権利獲得の過程はこうした成人の場合と違い、深刻な闘争を経ることもなく獲得されてきた。⁽²⁵⁾それは子ども自らが権利獲得のために運動することが不可能であり、子どもは大人の保護を受けることなく生活できないという見方に起因するのであろうが、そのことは決して子どもは自ら主張できない、あるいは大人に依存してのみ生きるということを意味しているのではない。しかし子どもの権利は常に大人の掌中にあり、大人という「強者」が子どもという「弱者」を保護するという立場から子どもの権利を考えてきた側面は否定できない。

確かに網野が言うように、多くの国で私権と公権の対立、相克の過程において親権者に代わって行政的措置あるいは裁判により法的に児童の監護、後見にあたる制度が普及したが、その際子ども自らの意志や主張を配慮する状況はきわめて欠けていたのではないだろうか。子どもは保護を受ける権利を享受されたことにより、その健全な発達が保障されてきた面はあるが、その反面大人による一方的な保護は子どもへの管理的・支配的態度を生み出し、子どもの自律阻害を促してきた面も多分にあると言えよう。⁽²⁶⁾

「権利」ということばは比較的新しく、明治初期から普通に使われるようになったが、当初「権利」は利益を意味する「利」を用いず、道理を意味する「理」を用い「権理」と書いていたとされている。⁽²⁷⁾また「権利」ということばは「権」、「権力」等「力」という意味を包括したことばとして定着してきたとも言われている。⁽²⁸⁾しかし子どもの権利とは、こうした「利益」や「力」としてのそれではなく、その社会状況に応じて保障されなければならない子どもの人権を意味していると言える。

したがって子どもの権利とは、その社会の「理」に適った子どもの人権という意味で、「権利」より「権理」と書く方が妥当かもしれない。

子どもの権利保障について歴史的にみると、子ども固有の視点の必要性が強調されたのは20世紀に入ってからのことである。スウェーデンの教育思想家、エレン・ケイは1900年に『子どもの世紀』を著し、来るべき20世紀を子ども中心主義教育の新時代とすることを訴えた。また米国では20世紀前後において、子どもの労働規制や子どものための司法制度の確立を主たる目的とした、いわゆる子ども救済運動の一環としてさまざまな子どもの保護施策が展開された。アンソニー・プラットは、当時のこうした児童保護主義について「既存の階級制度と富の分配を維持しながら、秩序と安定と統制を実現することを刑事司法制度に関して行おうとした。……子どもたちはそれまで大人と共有していた自由を失い、彼らの独創性や責任感や自律性を伸ばす可能性が否定されるという皮肉な結果⁽²⁹⁾」になったと評価している。つまり純然たる博愛主義、利他主義あるいは道徳観に基いた子ども救済運動だけではなく、その背後には政治的、経済的な脈絡あるいは個人の私利私欲といったものも錯綜し、結果的に子ども救済運動を巻き起こしたと言えよう。これは少年裁判所制度を端緒として、その後の連邦児童局設置に至る子どもの保護主義的傾向においても同様のことが言えるのかも知れない。しかしながら、表面的にはポストマンも言うように、1850年から1950年までは、「子どもの絶頂時期だった。アメリカだけを見ても、この期間に、すべての子どもを学校に入れて工場で働くのをやめさせ、子どもだけの服装をさせ、子どもだけの家具を使わせ、子どもだけの読み物を読ませ、子どもだけの遊びをさせ、子どもだけの社会生活をさせるいろいろな試みがおこなわれ、いずれも成功した。多くの法律で、子どもは大人とは質的にちがうものとしてあつかわれることになった。多くの習慣で、子どもは優先的に地位をあたえられ、大人たちの生活の気まぐれな変化から保護されることになった。」⁽³⁰⁾と言える。

米国における救済運動の一環として設置された少年裁判所について綿密に検討している森田は、少年裁判所制度に代表される子どもの保護制度を「リーガル・パターンリズム」として位置付け、子どもの法的地位を特徴付けるものとして、(1)子どもは成人とは異なって未成熟な存在で

あり親（ないしは法の下での代理人）の監督の下に育てられるべきものであるという子ども観、(2)子どもの利益が何であるかは親または法の手によって客観的に、つまり子どもの現在の意志とはひとまず無関係に判定されるというパターンリズムの哲学をあげている⁽³¹⁾。また当時は子どもの自由への権利ではなく保護を受ける権利が主張され、少年に成人と同一の手続き上の権利を認めることは少年の保護・教育の過程とはなじまず、有害であるとさえする保護処分優先主義が一般的であった。そこにおいては「未成熟なために社会的環境の犠牲となった保護の必要な子ども」といった子どもの捉え方が一般的であったと言えよう⁽³²⁾。このような考え方の基盤には、国親思想すなわちパレンス・パトリエ思想があり、パターンリスティックな発想のもとで法律に基づき保護や監督を受けることが、子どもの権利の実質的内容であったと言える。

しかしながら、1970年代にはいり子どもの権利運動が浸透する中で、それまでのパレンス・パトリエに象徴される保護主義はお節介主義とも言え、子どもは大人と同様自立した権利の主体である、という主張が一般化してきた⁽³³⁾。パレンス・パトリエ思想に基づいて非行少年を非形式的に審判し、保護的、福祉的に扱う処遇は、逆に少年の権利を侵害するとして批判的となった⁽³⁴⁾。子どもの救済運動が出てきた背景を、19世紀後半の産業化の中での家族の動揺と親の保護能力の弱体化とする立場をとる森田は、子どもの権利運動以降言われてきた「子どもの自律への権利」は、社会の分化がさらに進行した20世紀後半の脱産業社会の中での「家族の崩壊」にその源を発しているとしており、『〈保護とオートノミー〉という一見矛盾した「子どもの権利」をめぐる二つの法概念は、実は過去1世紀半の間に持続的に生じた、親の自然的保護（又はParenthood）の後退と衰弱という同一の根から誕生してきた法の世界の双生児である⁽³⁵⁾』としている。今日論じられる「子どもの権利」は、20世紀前後に起こった子どもの救済運動の成果とも言える保護主義的パターンリスティックな配慮の枠組に対して疑念をさしはさみ、子ども自身の意志と自律を権利概念の中に導入することに特徴があると森田は述べている⁽³⁶⁾。社会福祉や医療の分野と同様に少年司法の分野においても主たる視点がパターンリズムとオートノミーという対立概念の間を、これまで歴史の中で振り子の如く揺れ動いてきたと言えよう。

こうした状況の中で山口は非行概念の成立は刑事政策における「子どもの発見」であるとし、近年そこにおいて子どもへの従来の保護的、福祉的対応から社会防衛主義的、処罰主義的風潮がマスコミを中心に論じられる中で、子どもの「小さな大人化」を指摘し、そうした現状を危惧している⁽³⁷⁾。

V. 現代社会における子ども

先に述べたように近年、子どもの「小さな大人化」が指摘され、「子どもは急いで大人にさせられようとしており、早期教育や早熟のなかで、豊かな子ども期が失われようとしている」といったニュアンスを含んだ論調で、現代の子どもが語られる⁽³⁸⁾。そこで意味されていることは、大人と子どもとの境界を曖昧化する「中世」の社会共同体における「小さな大人」への回帰を想起させる。

現代育児は企業の提供する商品やサービス抜きには成立しない。妊娠中はビデオや育児雑誌で出産・育児の勉強をし、出産後は早期教育の教室に通う。佐藤は山崎哲氏の論を参考にしつつ、『低成長期においてパイが減ることによって、それまで市場の関心の外だった家族と学校が商品経済の射程に入れられる。愛情原理でむすばれていると考えられていた家族のなかに、市場経済・経済原理が浸透してゆことによって、「近代家族」の前提がこわれていくのである。』⁽³⁹⁾と述べ、現代社会では「家族」と「学校」を市場化するほかに道がないとしている。こうした状況の中で『子どもは、圧倒的な市場の波をかぶりつつけることによって、「子ども」であることを許されなくなり、「小さな大人」として存在させられるようになる。』と論じている。「家族」「学校」の市場化により、子どもも消費者感覚を身に付け、消費者化＝「小さな大人」化している状況については理解できよう⁽⁴⁰⁾。

エルキンドは「児童期を人生への単なる控えの間としてではなく、人生の一つの段階として見るのが大切である。子供たちを大人の時代へ早く到着するように急かせることは、ある期間が持っている優先権を別の期間に譲ってしまう形で、人生への尊厳を侵すことである。』⁽⁴¹⁾と述べ、ポストマンが大人になるために必要な準備期として子ども期を重視して

いるのに対して、エルキンドはそれ自体独自の意味をもっている一つの人生段階として、子ども期を尊重すべきであると主張しており、双方の見方は対立する部分をもちつつも、近代の子ども期を支えてきた二つの見方である。これらどちらの見方からしても子ども期は危機に瀕している⁽⁴²⁾と言える。

一方、社会状況の様々な変化による出生率の低下は、子どもに対する価値観を大きく反映している。子どもに対する価値観は決して普遍的なものではなく、社会の変化とともに変化することを余儀なくされてきた。しかしながら、現在の少子化現象は、社会にける子どもの価値に大きく影響を及ぼしているとは言えず、逆になんらかの社会における価値観が子どもの数に影響を及ぼしていると言える。こうした意味で社会の影響を受けやすい子どもにとっては、犠牲を強いられることが多々あった。一見子どもが大切にされていると感じられる今日、社会に適した子どもの価値観が国民に植え付けられ、「無垢な」子どもにその価値観に合った色付けがなされる。そこでは子どもにとっての真の幸福とは何かといったことを時間をかけて考える暇もなく、社会変化に適応した子ども観が我々にもたらされる。家族観の「ゆらぎ」が論じられる中で子どもの価値観も大きくゆらいでいると言える。

我が国においては社会状況の変化とともに子どもを家族内労働の担い手、将来の親の扶養者、家の跡継ぎといった投資財とする親の捉え方から、産業構造の変化に伴う生産機能の外部化および核家族化により、純粹な愛情の対象という耐久消費財とする捉え方へと変化して⁽⁴³⁾きた。こうした変化は少子化現象の背景としてこれまで論じられてきた。すなわち育児コストは年々上昇し、中でも教育コストはそれが顕著であり、子どもを多くもつメリットは経済面では親自身にとっては少なく、子どもの数による家族間の不平等感が多少なりとも意識されてきた。子どもが投資財として期待できないのなら、子どもを少なく産もうとすることは当然の帰結であろう。

このような状況の中で「子どものでき」は「親のでき」として捉えられる風潮を顕著とし、子どもは親の作品の如くとらえられ、親はその作品作りのために懸命になる。その懸命さが親の我が子に対する過剰な干渉を生み、それまで地域社会の中で根付いていた社会的子ども観は近隣

関係の希薄化とともに薄れ、親の我が子に対する所有物観を強化してきた。「親は子どもに対して所有者でも債権者でもなく、債務者であるだけである⁽⁴⁵⁾」というジャン・シャザルのことばからすると、現実には親の権利が大きく誤解されている面は否めないだろう。ジャン・シャザルは既に1960年代に「親権というものは、両親がその子に対する義務を遂行する道具にすぎない権限や権力の全体をさすもの」「親権を、権利＝職能の全体であると考えている。家長は、その子を養育し教育するという社会的責務を負っている。権利が家長に与えられているのは、この責務を果たすためなのである。」「すべての人間が同じ権利をもつ以上、子供が父親にとって権利の主体であるなど論外⁽⁴⁶⁾」と述べている。

近年子どもの虐待が大きく取り上げられる中で、親権のあり方を見直す必要性が主張され、また学校における教員・生徒関係のあり方についても子どもの権利条約の影響も受け、議論されるようになってきた。

「大人は子どもに対して親権、指導権があるから子どもを支配できるといった誤った法意識、子ども⁽⁴⁷⁾観」が子どもを所有物とみる考え方を助長させてきたとも言える。子どもの主体性をいかに高め、子どもの内的可能性をできうる限り引き出すような環境を創り出していくことが大人の義務であり、それを要求することが子どもの権利である。

近代社会では、これまで保護あるいは教育の名のもとで、子どもの自由を侵害してきた面は多分にある。奥平が「子どもを子ども期の中に閉じこめ支配する子ども期」あるいは「子どもを保護すると称して、大人の課題、社会の課題から子どもを引き離し、子どもがそれぞれを見、それに発言し、介入することを禁止するような子ども期⁽⁴⁸⁾」と表現し、また「今の子どもは、学校とか幼稚園とか保育園といった中で、大人に囲い込まれている。そこで、身につけることはすべて大人によって教え込まれるという形をとる。けれども、本来子どもというのは、地域や家庭の中で、遊んだり手伝いをしたりするまごとの生活の中で、見よう見まねで自然に身につけていくようなものがいっぱいあった。そういったところに“子ども”という本当の概念があったのではないか。」⁽⁴⁹⁾と言われるように、子どもの発見以降子どもの固有性が認められ、子どもであるが故に必要なケアや教育が意識されるようになってきた。しかしながら、それにより子ども本来のもっている力が忘れさられ、一定の大人に

よって創り出された閉鎖的環境の中で一方的ケアがなされる。子どもの発見以前の社会で無意識の中で培われていた子どもの固有の力の醸成が、皮肉にも現代社会では阻害されているというパラドックスがそこには存在していると言えよう。

VI. おわりに

これまで我々は、子どもに対して純粹無垢という大人にとって一種の憧憬のイメージを、子どもに当てはめてきた。そこではそうしたイメージに子どもを囲い込んでしまう危険性があるが、その危険性が意識されずそのイメージにそった子ども作りが、これまでなされてきた側面もあるのではないだろうか。そうした中で子どもの意見表明権や子どもを権利主体とする考え方が新たに主張される一方、子どもの小さな大人化を懸念する者もいる。

モデルが言うように、近代化とともに我々の人生が制度化され、学校制度の成立は子ども期の存在を一層明確化した。教育制度はいわば大人と子どもを区別する一つの指標となってきたとも言える。しかしながら、そうしたことが過度に進行する中で子どもの周辺には常時大人が存在し、子どもを世話し、教育し、指導している状況を生み出す。保育所や学校以外にも児童館、学童保育、スポーツ少年団、各種の塾といったように子どもたちが集まる場には、大人が介在している。常に子どもたちは「見られる」存在であり、大人は子どもを客観的な精神的、身体的な発達ものさし（発達標準）にあてはめてみることが多い。こうした枠組み、つまり「見る一見られる」の関係の中で子どもをみるということは、堀が言うようにその枠組みの中においてつくられた「子どもの価値」を前提にした子どもの見方となる危険性が大きいと言えるのではないだろうか。⁽⁵⁰⁾

子ども観はその時代における大人側からの一方的見方という捉え方が一般的である。しかし重要なことは子どもとの相互作用の中で人が自らの子ども観を問い直し、子ども観を作り上げていくということである。子どもである子どもが一方的に創り出された子ども観に基づいて受動的に子どもをさせられるのではなく、子どもが能動的、主体的に「子ども

をする」ことができる環境の保障が重要であり、大人もその環境の中に包括されていると言った見方がより重要である。しかし近代以降における子育ての主な特徴は、子育ての責任が親の手に集中されていること、子どもに対する意識的働きかけが前面に出ていること、単なる外面的行動の模倣にとどまらぬ内面的服従の要請などがあげられる。先に述べたように、近年子ども期の喪失、あるいは子どもの小さな大人化が論じられているが、そうした現象に我々の子どもの見方や、子どもへのかかわりのあり方も、大きく影響を及ぼしていると言えよう。

〔注〕

- (1) Philippe Aries, *L'enfant ET LA VIE FAMILIALE SOUS L'ANCIEN REGIME*, 杉山光信・杉山恵美子訳『子どもの誕生』みすず書房, 1980, 35頁。
- (2) 網野武博「児童の権利, 義務と自立」『社会保障研究』第24巻2号, 東大出版, 1988, 2頁。
- (3) 佐々木光明「子どもと大人の関係」津田玄児編『子どもの人権新時代』日本評論社, 1993, 320頁。
- (4) 矢野智司『子どもという思想』玉川大学出版, 1995, 15~16頁を参考とした。
- (5) 渡辺秀樹「子ども期」比較家族史学会編『事典 家族』弘文堂, 1996, 335~336頁。
- (6) Philippe Aries, 前掲書, 1980, 309頁。
- (7) 渡辺秀樹, 前掲書, 1996, 335頁。
- (8) 比較家族史学会編『事典 家族』1996, 335頁~336頁。
- (9) 矢野智司『子どもという思想』玉川大学出版, 1995, 17頁。
- (10) 横須賀薫「児童観の展開」横須賀薫編『近代日本教育論集第5巻』国土社, 1969, 24頁。
- (11) 中村優一他編『現代社会福祉事典』全国社会福祉協議会, 1983。
- (12) Rousseau Jean Jacques, *Emile ou de l'education*, 今野一雄訳『エミール上』岩波文庫, 1968, 18頁。
- (13) 田島一「民衆の子育ての習俗とその思想」『岩波講座子どもの発達と教育2』岩波書店, 1979, 5頁。

- (14) 正高信男『ヒトはなぜ子育てに悩むのか』講談社, 1995。
- (15) 森田伸子『子どもの時代』新曜社, 1986, 199頁。
- (16) 森田伸子, 前掲書, 1986, 195頁。
- (17) 木本喜美子『家族・ジェンダー・企業社会』ミネルヴァ書房, 1995, 24頁。
- (18) 宮澤康人「3近代社会の子ども観」岩波講座『子どもの発達と教育2』岩波書店, 1979, 162頁。
- (19) Edward Shorter, The Making of the Modern Family, 田中俊宏他訳『近代家族の形成』昭和堂, 1987, 178頁。
- (20) Philippe Aries, 前掲書, 20頁, 1980。
- (21) Philippe Aries, 前掲書, 352頁, 1980。
- (22) 谷村賢治『現代家族と生活経営』ミネルヴァ書房, 1995, 30頁。
- (23) 中川剛『基本的人権の考え方』有斐閣, 1992, 57頁。
- (24) 山縣文治「社会福祉の援助と人権」『大阪市社会福祉研究』第15号, 大阪市社会福祉協議会, 1992, 9頁。
- (25) 網野武博, 前掲論文, 1988, 222頁。
- (26) 網野武博, 前掲書, 1988, 225頁。
- (27) 穂積重遠・中川善之助編『やさしい法律学通論』有斐閣。
- (28) 永井憲一編『子どもの権利条約の研究』法政大学出版, 1992。
- (29) Anthony M.Platt, The Child Savers, 藤本哲也・河合清子訳『児童救済運動』中央大学出版, 1989, xvi頁。
- (30) Neil Postman, The disappearance of Childhood, 小柴一訳『子どもはもういない』新樹社, 1985, 103頁。
- (31) 森田明「子どもの保護と人権」『ジュリスト増刊総合特集』第43号, 有斐閣, 1986, 14頁。
- (32) 佐々木光明, 前掲論文, 1993, 321頁。
- (33) 森田明「少年法と子供の権利考」『子ども家庭福祉情報』第5号, 日本総合愛育研究所, 1992, 26頁。
- (34) 木村祐三「少年審判の今日的課題」加藤幸雄他編『司法福祉の焦点』ミネルヴァ書房, 1994, 67頁。
- (35) 森田明, 前掲論文, 1992, 27~28頁。
- (36) 森田明, 前掲論文, 1986, 14頁。

- (37) 山口幸男「司法福祉の視点」加藤幸雄他編『司法福祉の焦点』ミネルヴァ書房, 1994, 11～14頁。
- (38) 奥平康熙「子ども期の転換」『子ども白書』草土文化, 1996, 10頁。
- (39) 佐藤直樹『大人の責任, 子どもの責任』青弓社, 1996, 140頁。
- (40) 浜田他『少年少女論』るな書房, 1995, 26頁。
- (41) Elkind David, The harried chaild, 久米稔他訳『急かされる子供たち』家政教育者, 1983, 339頁。
- (42) 奥平, 前掲書, 1996, 13頁。
- (43) 宮島洋「出生率の低下と公共政策」『現代家族と社会保障』東京大学出版界, 1994, 236頁。
- (44) 宮島洋, 前掲論文, 1994, 238頁には以下のように書かれている。
「女性就業率の高まりによる育児機会コスト上昇, 高学歴化による教育コストの上昇, 住宅事情の悪化による住宅コストの上昇などが耐久消費財としての子どもの高騰を招き, 結果的に少子化が起きたと経済学者の八代は分析している。」
- (45) Jean Chazal, Les Droits de L'enfant, 清水慶子他訳『子どもの権利』白水社, 1960, 14頁。
- (46) Jean Chazal, 前掲書, 1960, 13頁。
- (47) 児玉勇二「子どもの人権ルネッサンス」『月刊福祉』7月号, 全国社会福祉協議会, 1996。
- (48) 奥平康熙, 前掲書, 1996, 17頁。
- (49) 森家史朗他編『子ども学研究』建帛社, 1987, 4頁。
- (50) 堀正嗣「「子ども観」を越えたい」『はらっば』153号, 子ども情報研究センター, 1996, 8頁。
- (51) 宮澤康人, 前掲書, 1979, 164頁。